中心経営体の位置付け基本方針について

〇人・農地プランとは?

将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか?誰に農地を集積・集約化 していくのか?を決めていくプラン

〇中心経営体とは?

「認定農業者」「認定新規就農者」「集落営農組織」「基本構想の目標所得水準達成者」であり、将来(5~10年後)にわたって地域の農地利用を効率的・安定的に担う農業者が位置付けられる。

【中心経営体の基本的な取扱い】

- 1. 「認定農業者」「認定新規就農者」「集落営農組織」「基本構想の目標所得水準達成者」のどれかに該当していること
- 2. 前年及び前々年度の2ヶ年に需給調整の達成をしていること
- 3. 新規就農者について、町水田収益力強化ビジョンで補助対象となっている作物の作付け申請者の場合には「申請作物の作付け実績が 1 年以上ある、又は農業学校や研修機関に 1 年以上通っている」こと
- 4. 新規就農者について、町水田収益力強化ビジョンで補助対象となっていない作物の作付け申請者は「町内在住者である」「申請作物の作付け実績が1年以上有り、かつ事業報告(収支等)により安定的かつ継続的に営農する」ことが見込めること
- 5. 委員会は年に1回の開催とし、プランへの正式な位置付けは次回開催の委員会にて決定する。

但し、上記1~4を全て達成している者から申請があった場合には、申請時より中心経営体の見込み者として取扱うこととする。